

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2016年5月30日

アジアネットワーク通信

ころさない ころされない ころさせない 【号外】

控訴審第一回弁論期日決まりました

9月15日(木)午後2時～ 大阪地裁大法廷

同日6:30～ エルおおさか708号室で報告集会も予定しています。

今年2/9すでに388名の控訴人で大阪高裁に控訴、3/30には78ページにまとめられた控訴意見書を提出。「1/28不当判決」を打ち砕く準備は整いました。控訴人、支援のみなさん、一審に続き傍聴に結集ください！ともにきばっていきましょう！

(9/15裁判、集会の詳細は追ってお知らせいたします。とりあえず予定表に「チェック」!)

資料集2 (一審最終準備書面等)

「参拝は戦争準備です」発刊のお知らせ

首相の靖国参拝をめぐる闘われてきた政教分離訴訟が、当初から反戦訴訟であったことを示す集大成とも言える一審のまとめです。①原告最終準備書面②その要旨③判決要旨を掲載、全84ページの記録です。一審原告全員にお届けします。

残部あります、原告以外で必要な方は事務局まで申し込みください。

頒価¥400 (送料は当方負担)

最終準備書面 内容

第一章総論 日本国憲法の政教分離規定と戦争放棄規定がいわば車の両輪。近代人権思想と平和思想の根本に立ち返るとともに日本国憲法成立の歴史的経緯を省察。参拝した安倍首相の政治的意図と靖国神社の歴史的宗教的性格の証拠を通して、本件参拝は「人が神社に参拝する行為」一般には解消しえない。

第二章 本件参拝が国の機関(公務員)の職務行為として行われたものであり政教分離違反行為であることをこれまでの訴訟の判例を通して明らかにしている。

第三章 侵害された内心三件の権利・平和的生存権・期待権とは何であるかを示し、すべての原告にかかわる平和的生存権と、それらの権利が構造的に連なっていることを示した。

第四章・損害論 それぞれの原告のこうした権利侵害が具体的かつ有機的に表れていることを明示した。

心よりお見舞いを申し上げます

いまだ収まらない熊本県をはじめとする九州一円を襲う地震。九州方面の多くの原告の方々も被災されているだろうと心配しているところです。この震災により命を奪われ、被災されたみなさんに心より哀悼の意を表するとともに、現在もなお不安と悲しみの中で苦難の生活を強いられておられる全ての皆さまに、心よりのお見舞いを申し上げます。

「戦争法」違憲訴訟 原告募集のお知らせ

今全国で「戦争法」廃止に向け違憲訴訟の呼びかけがなされています。大阪でも6/8提訴が決まっています。秋頃には二次原告募集も準備しています。

「戦争法」廃止に向けた訴訟は私たちの「靖国訴訟」とは車の両輪です。まだ原告になっておられない皆さんはぜひ原告に！

委任状の請求等詳細はホームページ(www.ikensosyo.org)または「戦争法違憲訴訟」事務局(06-6315-1517)まで問い合わせください。